

求人者の皆様へ

事業所名 Joyous Mediation(株) 許可番号 (21-ユ-300290)

●取扱職種の範囲等 ・職種は全職種 ・地域は国内 ・ミャンマー ・インドネシア

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

手 数 料 表（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%
	・求職者からは手数料は徴収いたしません。 ・上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 林英和 連絡先 (058) 377-1008

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、取締役及び有料職業紹介事業を担当する職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者林英和とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は職業紹介責任者林英和とする。

●返戻金制度に関する事項

当事務所の紹介により就職された方が、自己の意思により、又は就業規則違反等の自己の責に帰すべき事由により、退職した場合は、求人者から受領した手数料について、退職時期に応じて次のような返戻金制度を設けている。

入社後1カ月未満	80%
入社後1カ月以上3ヶ月未満	50%
入社後3ヶ月以上6ヶ月未満	20%